

第55回社会保障審議会生活保護基準部会  
令和8年2月27日

資料2

# 令和6年全国家計構造調査のデータの取扱いについて

# 1 生活扶助相当支出品目について

---

# 1 生活扶助相当支出品目について

## 検討事項

- 生活扶助基準について消費実態との比較検証を行うにあたっては、生活保護制度上の取扱いを踏まえ、消費支出項目のうち生活扶助によるべき需要に相当する項目を生活扶助相当とし、また、第1類相当・第2類相当に区分して、その消費支出額を検証に用いてきた。
- 2024年（令和6年）全国家計構造調査では、2019年（令和元年）全国家計構造調査から支出品目の分類は基本的には変更がなことから、検証作業において用いる生活扶助相当及び第1類相当・第2類相当の区分は前回検証を踏襲することを基本とすることによいか。

### （参考）基準生活費の構成

- 第1類の経費 … 飲食物費や被服費のように個人単位に算定できる生計費
- 第2類の経費 … 家具什器費用や光熱費等のように世帯共通的な経費

## 方針（案）

- 2024年全国家計構造調査の支出品目のうち生活扶助相当の品目及び第1類相当・第2類相当の区分については次頁以降のとおりとしてはどうか。

# 1 生活扶助相当支出品目について

## 【食料】

2024年全国家計構造調査 収支項目分類		今回検証 区分(案)
穀類		第1類
魚介類		第1類
肉類		第1類
乳卵類		第1類
野菜・海藻		第1類
果物		第1類
油脂・調味料		第1類
菓子類		第1類
調理食品		第1類
飲料		第1類
酒類		第1類
外食	一般外食	第1類
	学校給食	対象外(※1)
賄い費		第1類

※1 「教育扶助」の対象範囲となる事項。

## 【住居】

2024年全国家計構造調査 収支項目分類		今回検証 区分(案)	
家賃地代	民営家賃	対象外(※1)	
	公営家賃	対象外(※1)	
	給与住宅家賃	対象外(※1)	
	地代	対象外(※1)	
	他の家賃地代	対象外(※1)	
設備修繕 ・維持	設備材料	設備器具	対象外(※2)
		修繕材料	第2類
	工事その他の サービス	畳替え	対象外(※1)
		給排水関係工事費	対象外(※1)
		外壁・塀等工事費	対象外(※1)
		植木・庭手入れ代	対象外(※1)
		他の工事費	対象外(※1)
火災・地震保険料	対象外(※1)		

※1 「住宅扶助」の対象範囲となる事項。

※2 「住宅扶助」の対象範囲となる、または、生活保護制度の趣旨目的に照らして新たな購入は想定されないことから、生活保護受給世帯においては費用負担が生じない事項。

## 【光熱・水道】

2024年全国家計構造調査 収支項目分類		今回検証 区分(案)
電気代		第2類
ガス代	都市ガス	第2類
	プロパンガス	第2類
他の光熱	灯油	第2類
	他の光熱のその他	第2類
上下水道料		第2類

## 【家具・家事用品】

2024年全国家計構造調査 収支項目分類		今回検証 区分(案)	
家庭用 耐久財	家事用 耐久財	電子レンジ	第2類
		炊事用電気器具	第2類
		炊事用ガス器具	第2類
		冷蔵庫	第2類
		掃除機	第2類
		洗濯機	第2類
		他の家事用耐久財	第2類
	冷暖房 用器具	エアコン	第2類
		ストーブ・温風ヒーター	第2類
		他の冷暖房用器具	第2類
		一般家具	第2類
	室内装備 ・装飾品	たんず	第2類
		テーブル・ソファ	第2類
食器戸棚		第2類	
他の家具		第2類	
照明器具		第2類	
室内装飾品		第2類	
敷物	第2類		
カーテン	第2類		
他の室内装備品	第2類		

# 1 生活扶助相当支出品目について

## 【家具・家事用品（続き）】

2024年全国家計構造調査 収支項目分類		今回検証 区分(案)	
寝具類	ベッド	第2類	
	布団	第2類	
	毛布	第2類	
	シーツ	第2類	
	他の寝具類	第2類	
家事雑貨	茶わん・皿・鉢	第2類	
	他の食卓用品	第2類	
	鍋・やかん	第2類	
	他の台所用品	第2類	
	電球・ランプ	第2類	
	タオル	第2類	
	他の家事雑貨	第2類	
家事用 消耗品	ティッシュペーパー トイレットペーパー	ティッシュペーパー 第2類	
		トイレットペーパー 第2類	
	洗剤	台所・住居用洗剤	第2類
		洗濯用洗剤	第2類
	他の家事 用消耗品	ポリ袋・ラップ	第2類
		殺虫・防虫剤	第2類
		柔軟仕上げ剤	第2類
		芳香・消臭剤	第2類
		他の家事用消耗品のその他	第2類
	家事 サービス	家事代行料	第2類
廃棄物処理手数料・リサイクル料金		第2類	
家具・家事用品関連サービス		第2類	

## 【被服及び履物】

2024年全国家計構造調査 収支項目分類		今回検証 区分(案)
和服		第1類
洋服		第1類
シャツ・セーター類		第1類
下着類		第1類
生地・糸類		第1類
他の被服		第1類
履物類		第1類
被服関連 サービス	洗濯代	第1類
	被服賃借料	第1類
	他の衣服関連サービス	第1類
	他の履物類関連サービス	第1類

## 【保健医療】

2024年全国家計構造調査 収支項目分類		今回検証 区分(案)
医薬品	感冒薬	第2類
	胃腸薬	第2類
	栄養剤	第2類
	外傷・皮膚病薬	第2類
	他の外用薬	第2類
	他の医薬品	第2類
健康保持用摂取品		第2類
保健医療用品 ・器具	紙おむつ	第1類
	マスク(※1)	第2類
	他の保健用消耗品(※1)	第2類
	眼鏡	対象外(※2)
	コンタクトレンズ	対象外(※2)
	他の保健医療用品・器具	第2類
保健医療サービス	医科診療代	対象外(※2)
	歯科診療代	対象外(※2)
	出産入院料	対象外(※3)
	他の入院料	対象外(※2)
	整骨(接骨)・鍼灸院治療代	対象外(※2)
	マッサージ料金等(診療外)	第1類
	人間ドック等受診料	第1類
	他の保健医療サービス	第1類

※1 2019年調査における「保健用消耗品」を2024年調査では、「マスク」と「他の保健用消耗品」に細分化。

※2 「医療扶助」の対象範囲となる事項。

※3 「出産扶助」の対象範囲となる事項。

# 1 生活扶助相当支出品目について

## 【交通・通信】

2024年全国家計構造調査 収支項目分類		今回検証 区分(案)
交通	鉄道運賃	第1類
	鉄道通学定期代	対象外(※1)
	鉄道通勤定期代	対象外(※2)
	バス代	第1類
	バス通学定期代	対象外(※1)
	バス通勤定期代	対象外(※2)
	タクシー代	第2類
	航空運賃	第1類
	有料道路料	対象外(※3)
	他の交通	第1類
自動車等関係費	自動車等購入	対象外(※3)
	自動車以外の輸送機器購入	対象外(※3)
	自転車購入	第2類
	ガソリン	対象外(※3)
	自動車等部品	対象外(※3)
	自動車等関連用品	対象外(※3)
	自動車整備費	対象外(※3)
	自動車以外の輸送機器整備費	対象外(※3)
	年極・月極駐車場借料	対象外(※3)
	他の駐車場借料	対象外(※3)
	レンタカー・カーシェアリング料金	対象外(※3)
	他の自動車等関連サービス	対象外(※3)
	自動車保険料(自賠責)	対象外(※3)
	自動車保険料(任意)	対象外(※3)
自動車保険料以外の輸送機器保険料	対象外(※3)	

## 【教育】

2024年全国家計構造調査 収支項目分類		今回検証 区分(案)
授業料等	小学校	対象外(※1)
	中学校	対象外(※1)
	高校	対象外(※2)
	大学	対象外(※3)
	幼児教育費用	対象外(※4)
	専修学校	対象外(※2)
教科書・ 学習参考教材	教科書	対象外(※5)
	学習参考教材	対象外(※5)
補習教育	幼児・小学校補習教育	第1類
	中学校補習教育	第1類
	高校補習教育・予備校	第1類

※1 「教育扶助」の対象範囲となる事項。

※2 高等学校就学費として「生業扶助」の対象範囲となる事項。

※3 大学に就学する者は、原則として、世帯分離措置によって取り扱うこととされており、制度の対象外となる事項。

※4 生活保護受給世帯においては費用負担が生じない事項。

※5 「教育扶助」の対象範囲となる、高等学校就学費として「生業扶助」の対象範囲となる事項。

## 【教養娯楽】

2024年全国家計構造調査 収支項目分類		今回検証 区分(案)	
教養娯楽 用耐久財	テレビ	第2類	
	ビデオレコーダー・プレイヤー	第2類	
	パソコン	第2類	
	カメラ・ビデオカメラ	第2類	
	楽器	第2類	
	書斎・学習用机・椅子	第2類	
	他の教養娯楽用耐久財	第2類	
	教養娯楽用耐久財修理代	第2類	
	教養娯楽用品		
文房具	筆記・絵画用具	第2類	
	ノート・紙製品	第2類	
	他の学習用消耗品	第2類	
	他の学習用文房具	第2類	
	他の文房具	第2類	
	運動 用具類	ゴルフ用具	第2類
		他の運動用具	第2類
		スポーツウェア	第2類

※1 「教育扶助」の対象範囲となる事項。

※2 勤労収入を得るための必要経費として、収入認定除外される事項。

※3 原則として自動車の保有が認められないことから、生活保護受給世帯においては費用負担が想定されない事項。

2024年全国家計構造調査 収支項目分類		今回検証 区分(案)
通信	郵便料	第2類
	固定電話通信料	第2類
	携帯電話通信料	第1類
	運送料	第2類
	携帯電話機	第1類
	他の通信機器	第2類

# 1 生活扶助相当支出品目について

【教養娯楽(続き)】

2024年全国家計構造調査 収支項目分類		今回検証 区分(案)		
玩具	ゲーム機	第2類		
	ゲームソフト等	第2類		
	他の玩具	第2類		
	切り花	第2類		
	他の 教養娯 楽用品	音楽・映像用未使用メディア	第2類	
		音楽・映像収録済メディア	第2類	
		ペットフード	第2類	
		ペット・他のペット用品	第2類	
		園芸用植物	第2類	
		園芸用品	第2類	
		手芸・工芸材料	第2類	
		電池	第2類	
	他の教養娯楽用品のその他	第2類		
	動物病院代	第2類		
他のペット関連サービス	第2類			
教養娯楽用品修理代	第2類			
書籍・他 の印刷物	新聞	第2類		
	雑誌	第2類		
	書籍	第2類		
	他の印刷物	第2類		
	宿泊料	第2類		
教養娯楽 サービス	バック 旅行費	国内バック旅行費	第2類	
		外国バック旅行費	第2類	
	月謝類	語学月謝	第1類	
		他の教育的月謝	第1類	
		音楽月謝	第1類	
		他の教養的月謝	第1類	
		スポーツ月謝	第1類	
		自動車教習料	対象外(※1)	
		家事月謝	第1類	
	他の月謝類	第1類		
	放送 受信料	NHK放送受信料	NHK放送受信料	対象外(※2)
			ケーブルテレビ放送受信料	第2類
			他の放送受信料	第2類
		入場・ 観覧・ ゲーム代	映画・演劇等入場料	第1類
			スポーツ観覧料	第1類
			ゴルフプレー料金	第1類
			スポーツクラブ使用料	第1類
他のスポーツ施設使用料			第1類	
文化施設入場料			第1類	
遊園地入場・乗物代			第1類	
他の入場・ゲーム代			第1類	
諸会費		第1類		
写真撮影・プリント代		第2類		
教養娯楽賃借料	第2類			
インターネット接続料	第2類			
他の教養娯楽サービスのその他	第2類			

※1 原則として自動車の保有が認められないことから、生活保護受給世帯においては費用負担が想定されない事項。

※2 放送受信料が免除されることから、生活保護受給世帯においては費用負担が生じない事項。

【その他の消費支出】

2024年全国家計構造調査 収支項目分類		今回検証 区分(案)		
諸雑費	理美容 サービス	温泉・銭湯入浴料	第1類	
		理髪料	第1類	
		パーマメント代	第1類	
		カット代	第1類	
		他の理美容代	第1類	
	理美容 用品	石けん 類・ 化粧品	理美容用電気器具	第1類
			歯ブラシ	第1類
			他の理美容用品	第1類
			浴用・洗顔石けん	第2類
			シャンプー	第2類
			ヘアコンディショナー	第2類
			歯磨き	第2類
			整髪・養毛剤	第1類
			化粧クリーム	第1類
			化粧水	第1類
			乳液	第1類
			ファンデーション	第1類
口紅	第1類			
ヘアカラーリング剤	第1類			
他の化粧品	第1類			
身の回 り用品	傘	第1類		
	かばん類	第1類		
	アクセサリ	第1類		
	腕時計	第1類		
	他の身の回り用品	第1類		
身の回り用品関連サービス	第1類			
たばこ	第1類			
諸雑費	他の 諸雑費	信仰・祭祀費	第2類	
		祭具・墓石	第2類	
		婚礼関係費	第2類	
		葬儀関係費	対象外(※1)	
		他の冠婚葬祭費	第2類	
		医療保険料	第1類	
		他の非貯蓄型保険料	第1類	
		寄付金	第2類	
		保育費用	対象外(※2)	
		訪問介護・通所サービス等費用	対象外(※3)	
		介護機器等レンタル料	対象外(※3)	
他の諸雑費のその他	第2類			
こづかい (使途不明)	世帯主こづかい	第1類		
	他のこづかい	第1類		
交際費	贈与金	第2類		
	他の 交際費	つきあい費	第1類	
		住宅関係負担費 他の負担費	第2類	
仕送り金	国内遊学仕送り金	第2類		
	他の仕送り金	第2類		

※1 「葬祭扶助」の対象範囲となる事項。

※2 生活保護受給世帯においては費用負担が生じない事項。

※3 「介護扶助」の対象範囲となる事項。

## 2 データのサンプル数に関する評価

---

## 2 データのサンプル数に関する評価

### 検討事項

- 全国家計構造調査は、約4万世帯の家計収支を把握できる我が国で最も大規模な消費統計であるが、収入階級や世帯類型など細分化して集計する際には、対象となるサンプル数が少なくなる可能性があることから、集計対象となるサンプル数に留意して検証を行う必要がある。
- 生活保護受給世帯の約8割が単身世帯であることから、単身世帯の生活実態を把握することは重要である。2019年全国家計構造調査においては、2014年全国消費実態調査から単身世帯の標本規模が拡大され、統計精度の向上が図られた（次ページ参照）が、当該調査のデータを用いるにあたっては、そのサンプル数の規模や統計精度について留意が必要。

	2014年全国消費実態調査※1	2019年全国家計構造調査※2	2024年全国家計構造調査※3
2人以上世帯の集計世帯数	49,647世帯	31,930世帯	30,970世帯
単身世帯の集計世帯数	4,561世帯	8,370世帯	8,600世帯

※1 総務省「2014年全国消費実態調査」の品目及び購入先・購入地域に関する結果に係る集計世帯数。

※2 総務省「2019年全国家計構造調査」の家計収支に関する結果に係る集計世帯数（概数）。

※3 総務省「2024年全国家計構造調査」の家計収支に関する結果に係る集計世帯数（概数）。

### 方針（案）

- 消費支出に関する集計にあたっては、集計対象となるサンプル数等に留意して検証を行うこととしてはどうか。

### 調査の結果に関する精度

- 単身世帯の標本規模拡大、全国単身世帯収支実態調査の結果統合及び簡易調査の導入による年収・貯蓄等調査票の標本規模拡大により、単身世帯を中心に標準誤差率が改善
- 見直しの目標として掲げた「総世帯・単身世帯の統計精度の向上」及び「所得・家計資産に関する統計精度の向上」に合った一定程度の統計精度を確保

#### 集計世帯数（概数）

	2019年			2014年		
	消費支出	年間収入	家計資産総額	消費支出	年間収入	家計資産総額
総世帯	40,290	78,620	76,660	54,210	54,210	51,920
二人以上の世帯	31,930	63,510	62,000	49,650	49,650	47,620
単身世帯	8,370	15,110	14,660	4,560	4,560	4,300

#### 標準誤差率

	2019年（試算値）			2014年		
	消費支出	年間収入	家計資産総額	消費支出	年間収入	家計資産総額 （耐久財含む）
総世帯	0.56%	0.51%	1.23%	-	-	-
二人以上の世帯	0.61%	0.55%	1.41%	0.4%	0.5%	1.4%
単身世帯	0.73%	0.77%	1.69%	1.5%	1.6%	-

(出所) 令和4年7月13日 総務省統計局消費統計研究会 資料2

## 3 その他

---

### 3 その他

#### 検討事項及び方針（案）

- 全国家計構造調査の調査対象月が10・11月の2か月間であることについて、消費支出の季節性の観点から、月次の動向を把握できる家計調査による集計結果を基に調整が必要か検討してはどうか。

※ 検討にあたっては、冬季における光熱費等の増加需要に対応するものとして冬季加算や、年末において増加する食費・雑費等の経費を補填するものとして期末一時扶助が別途支給されていることに留意が必要。

- その他、令和6年全国家計構造調査のデータを取り扱うにあたって、特に留意すべき点はあるか。

#### （参考）調査時期に起因する留意事項

結果の利用にあたっては調査の実施時期に起因する以下のような点に留意が必要である。

家計収支に関する結果は、2024年10月及び11月の収支を集計したものである<sup>※1</sup>。**10・11月といった特定の時期の家計収支の結果をみる際には、季節性に留意する必要**がある。通年調査の結果から得られる季節指数をみると、10月、11月とも100を下回っており、一般的に10・11月の消費支出は年平均値（1月から12月までの平均値）に比べやや低い水準であるとみられる<sup>※2</sup>。（参考表1）

消費税率の改定といった制度変更要因の影響にも留意が必要である。消費税率に関しては、2019年10月1日に8%から10%への改定が行われている。消費税率の改定前にはいわゆる駆け込み需要による消費支出の増加、改定後にはその反動による消費支出の減少がみられる。通年調査の結果をみると、2024年10・11月消費支出の2019年10・11月消費支出に対する増減率は、2024年平均消費支出の2019年平均消費支出に対する増減率に比べやや高くなっている。これは、**2019年10月が消費税率改定直後に当たり、駆け込み需要の反動減による影響を受けている**ためとみられる。

※1 購入先、購入地域に関する結果は11月の支出を集計したものである。

※2 季節性（季節指数）は費目や地域等によっても異なり得る。例えば、11月の光熱支出に関する季節性について、北海道のように年間の寒暖差が大きい地域では全国平均よりも季節性が強く出ることが想定される。

参考表1 消費支出の季節指数の例

2024年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
季節指数	98.9	94.8	108.3	104.9	98.2	94.5	97.3	98.5	96.6	99.9	97.7	111.9

世帯消費動向指数（CTIミクロ）基本系列（二人以上の世帯）2024年各月の「消費支出」について「原数値」÷「季節調整値」×100により算出。「季節調整値」は2025年1月分公表時のもの（毎年1月分公表時に季節調整替えを実施しており、季節指数も改定される。）

## (4) 調査対象月に関する留意事項 (案)

- 低所得世帯の生活扶助相当支出の動向としては、消費税率が改定された2019年10月の支出額が過年度対比で増加しており、いわゆる駆け込み需要の反動による影響は確認できなかった。(参照データはP13)
- 2019年10月・11月の生活扶助相当支出額は、夫婦子1人の低所得世帯(年収階級第1・十分位、第1・五分位)では、同年5～9月平均を上回っている。(参照データはP14)
- こうした集計結果については誤差の程度を考慮して幅をもってみる必要があることや、世帯類型によってその傾向が同様ではないことに留意し、2019年全国家計構造調査により一般低所得世帯の生活扶助相当支出の分析を行うにあたって、上記の2点に関する具体的な数字の調整等は行わないこととする。
- 一方で、2019年全国家計構造調査の集計世帯には、家計調査世帯(「家計調査世帯特別調査」の対象世帯)が含まれることから、こうした家計調査による結果が2019年全国家計構造調査の結果にも一定程度反映されていることには留意が必要である。

## (3) 2019年の消費支出の動向 (2/5)

## 2019年の生活扶助相当支出額の推移

【夫婦子1人 勤労者世帯】

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年収階級 第1・十分位	前年対比	▲6.9%	▲4.6%	+27.5%	▲11.0%	+11.9%	▲3.2%	▲5.2%	+11.6%	+16.2%	+18.6%	+40.9%	+31.9%
	2015-2018年対比 (集計世帯数)	▲5.8% (61)	▲0.1% (70)	+28.1% (67)	+2.5% (58)	+9.8% (57)	+11.1% (51)	▲3.3% (44)	+11.9% (50)	+11.6% (50)	+15.6% (57)	+45.6% (57)	+31.7% (64)
年収階級 第1・五分位	前年対比	▲1.6%	+1.8%	+17.4%	▲3.4%	+16.0%	+2.0%	▲2.3%	+7.8%	+18.9%	+8.0%	+25.3%	+21.6%
	2015-2018年対比 (集計世帯数)	+2.2% (132)	+4.5% (138)	+20.8% (144)	+3.6% (119)	+15.0% (130)	+10.7% (122)	▲1.1% (114)	+6.6% (117)	+17.7% (100)	+6.9% (110)	+30.2% (107)	+23.8% (118)
全年収階級	前年対比	+0.4%	+6.9%	+11.1%	+2.3%	+2.9%	+6.1%	▲2.4%	+4.4%	+5.7%	▲5.1%	+3.5%	+3.6%
	2015-2018年対比 (集計世帯数)	+0.1% (604)	+7.2% (603)	+12.3% (616)	+0.1% (559)	+4.5% (574)	+7.9% (574)	+1.5% (539)	+4.2% (545)	+10.7% (542)	▲2.2% (557)	+6.1% (535)	+5.7% (548)

(参考) 【2人以上 勤労者世帯】

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年収階級 第1・十分位	前年対比	+1.8%	+0.2%	▲3.1%	▲0.5%	+7.3%	+10.3%	+6.1%	▲4.1%	+3.7%	+5.7%	+7.1%	+1.9%
	2015-2018年対比 (集計世帯数)	+5.4% (448)	+2.9% (426)	+3.0% (437)	+5.1% (428)	+12.6% (432)	+13.5% (408)	+10.9% (394)	▲1.4% (402)	+4.8% (423)	+4.7% (415)	+7.2% (414)	+1.4% (422)
年収階級 第1・五分位	前年対比	+2.6%	+4.0%	+2.3%	▲1.1%	+9.5%	+5.4%	+2.0%	▲3.1%	+7.2%	+5.0%	▲1.8%	+1.5%
	2015-2018年対比 (集計世帯数)	+4.5% (854)	+4.0% (857)	+3.0% (869)	+1.3% (863)	+9.5% (883)	+7.6% (855)	+5.0% (819)	+1.4% (816)	+11.1% (822)	+6.6% (833)	+4.1% (824)	+2.4% (815)
全年収階級	前年対比	▲0.5%	+3.5%	+2.9%	+2.0%	+8.1%	+5.7%	+2.8%	+1.4%	+6.7%	▲2.0%	+0.5%	▲1.2%
	2015-2018年対比 (集計世帯数)	+4.1% (4,099)	+5.2% (4,067)	+2.7% (4,052)	+2.3% (4,000)	+6.9% (4,007)	+6.5% (4,023)	+3.7% (3,981)	+3.5% (4,004)	+10.9% (4,019)	+0.7% (3,997)	+3.3% (4,005)	+1.9% (3,998)

※ 上記は「家計調査」による特別集計。

※ 「夫婦子1人 勤労者世帯」は、「世帯主」「世帯主の配偶者」「世帯主の子」で構成される3人世帯であって、夫婦はともに65歳未満で、子は18歳未満、または、18歳であって学校種別が「高校」である勤労者世帯。

※ 「2人以上 勤労者世帯」の生活扶助相当支出額及び年収階級に用いる年収額は、世帯員1人あたりの額による。

※ 集計世帯数は、2019年の各月のもの。

(3) 2019年の消費支出の動向 (5 / 5)

② 10・11月の消費支出の状況

- 全国家計構造調査の対象期間である2019年10・11月の生活扶助相当支出の状況をみると、これまで検証にあたって参照してきた9～11月平均と大きな水準の差は見られない。
  - 一方、夫婦子1人の低所得世帯（年収階級第1・十分位、第1・五分位）では、同年5～9月平均（※）を上回っている。ただし、集計結果については誤差の程度を考慮して幅をもってみる必要があるほか、世帯類型によってその傾向が同様ではないことには留意が必要である。
- ※ 10月～4月については、制度上、検証の対象とする生活扶助基準本体に加えて冬季加算や期末一時扶助といった季節的な需要増加に対応する支給があることから、生活扶助基準本体と比較され得る消費水準を捉える観点から、当該加算等の対象期間とならない5～9月平均を表示している。

2019年の生活扶助相当支出額の推移

【夫婦子1人 勤労者世帯】

[年平均=100]

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	9-11月	10-11月	5-9月	年平均
年収階級	86.0	85.0	121.4	97.8	103.8	95.4	90.4	96.6	93.1	93.7	113.6	123.3	100.1	103.6	95.8	100.0
第1・十分位	(6.8)	(7.6)	(16.6)	(7.0)	(8.4)	(9.1)	(8.7)	(6.0)	(8.4)	(8.1)	(15.6)	(27.7)	(6.5)	(8.8)	(3.7)	(3.6)
年収階級	94.1	90.7	117.4	97.0	106.8	92.1	91.0	91.8	99.7	90.3	108.4	120.7	99.4	99.3	96.3	100.0
第1・五分位	(5.2)	(4.5)	(9.5)	(5.0)	(6.6)	(5.1)	(5.3)	(4.1)	(7.5)	(5.5)	(8.5)	(15.0)	(4.2)	(5.0)	(2.6)	(2.1)

(参考) 【2人以上 勤労者世帯】

[年平均=100]

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	9-11月	10-11月	5-9月	年平均
年収階級	103.2	93.4	105.0	100.1	104.2	98.6	104.1	96.8	95.0	94.9	97.7	107.0	95.9	96.3	99.7	100.0
第1・十分位	(4.2)	(3.1)	(4.4)	(4.0)	(3.9)	(3.6)	(5.8)	(3.0)	(3.4)	(4.0)	(4.1)	(3.7)	(2.2)	(2.9)	(1.8)	(1.2)
年収階級	104.1	93.9	105.7	97.0	103.6	94.9	98.8	98.9	98.6	97.8	96.5	110.2	97.6	97.1	99.0	100.0
第1・五分位	(2.6)	(2.0)	(2.8)	(2.4)	(2.8)	(2.2)	(3.2)	(2.7)	(3.0)	(3.0)	(2.7)	(2.6)	(1.7)	(2.0)	(1.2)	(0.8)

※ 上記は「家計調査」による特別集計。  
 ※ 「夫婦子1人 勤労者世帯」は、「世帯主」「世帯主の配偶者」「世帯主の子」で構成される3人世帯であって、夫婦はともに65歳未満で、子は18歳未満、または、18歳であって学校種別が「高校」である勤労者世帯。  
 ※ 「2人以上 勤労者世帯」の生活扶助相当支出額及び年収階級の区分に用いる年収額は、世帯員1人あたりの額による。  
 ※ ()内は、各数値の標準誤差。各金額について算出した標準誤差（詳細はP19）を年平均の金額で除して100を乗じた値。

## 3 その他

- 2024年の家計をめぐる主な動きについて、家計調査の公表資料における記載は以下のとおり。

### <参考1> 2024年の家計をめぐる主な動き

#### 所得・消費関係

- ・ 「NISA（ニーサ）」（少額投資非課税制度）の新制度がスタート（1月）
- ・ 日本銀行は、イールドカーブ・コントロールの撤廃とマイナス金利政策の終了を決定（3月）
- ・ **所得税・個人住民税の定額減税を実施（6月）**
- ・ 東京外国為替市場で、円相場が一時1ドル=160円台後半に下落。約38年ぶりの円安ドル高（6月）
- ・ **南海トラフ地震臨時情報等を受けた買い込み需要などにより、米が品薄に（8月）**
- ・ **経団連がまとめた、2024年春季労使交渉の大企業の賃上げ幅は1万9210円、賃上げ率5.58%となり、賃上げ幅は現行の集計方法となった1976年以降最高（8月）**
- ・ 2024年4～6月期の国内総生産（GDP）速報値は年率換算の名目値が607兆円と初めて600兆円を突破（8月）
- ・ 郵便料金が改定。はがきは63円から85円に、定形郵便物は重量区分を統合し一律110円に値上げ。定形郵便物は消費税率改定時を除くと1994年以来30年ぶりの値上げ（10月）
- ・ 児童手当の所得制限が撤廃され、支給対象が高校生年代まで拡充（10月）
- ・ **最低賃金が全国平均で51円引き上げられ1055円に。比較可能な2002年以降最大の上げ幅（10月）**
- ・ 東京証券取引所の取引終了時間が30分延長され15時30分に。取引時間の延長は70年ぶり（11月）
- ・ 日経平均株価は、2月22日の終値が3万9098円となり、1989年12月29日に記録した史上最高値（3万8915円）を34年ぶりに更新。3月4日には初めて4万円を突破し、7月11日に4万2224円と年内最高値を記録。8月5日には4451円の下落と過去最大の下げ幅を記録するも、翌6日は3217円の上昇と過去最大の上げ幅を記録

#### 直接税・社会保険料関係

- ・ 介護保険第1号保険料率の引上げ（4月）
- ・ 介護保険第2号保険料率の引下げ（4月）
- ・ 国民年金保険料の引上げ（4月）

（出所） 「家計調査報告 家計収支編 2024年(令和6年)平均結果の概要」（総務省）